

児童養護施設退所者等の就業支援事業委託 企画提案募集要領

1 趣旨

「児童養護施設退所者等の就業支援事業」の実施にあたり、効果的な運営と業務目的を達成するため、企画・運營業務企画案コンテストを実施し、提案内容を総合的に審査して委託事業者を決定する。

2 事業概要

(1) 目的

現下の厳しい雇用条件の中、様々な課題を持った児童養護施設退所者等にとっては、安定した就職が一層厳しい状況となっている。

そこで、施設退所者及び退所予定者（以下「施設退所者等」という。）に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

この事業は、「児童養護施設退所者等の就業支援事業実勢要綱」（平成22年3月30日付21福保子育第2087号）に基づき実施する。

(2) 事業の対象者

東京都が措置等をした、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所及び児童自立生活援助事業所の退所（予定）者、里親委託措置解除（予定）者並びにそれらの者を支援する保護者、施設職員であって、本事業による支援を必要とするもの。

(3) 事業内容

本事業は児童相談所等の関係機関と連携して活動する就業支援チームを設置し、次のことを行うものとする。

- ア 施設退所者等に対する職場体験事業、ソーシャル・スキル・トレーニング
- イ 施設退所者等に対する個別の就業相談、指導及び支援
- ウ 施設退所者等に対する個別のニーズに応じた適切な社会資源の仲介
- エ 施設退所者等に対する職業紹介事業
- オ 施設退所者等が働きやすい職場の開拓
- カ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ、職場訪問、現に就業している施設退所者等の就業上の相談、指導及び支援
- キ 児童養護施設職員等の施設退所者等に対する就業相談・指導スキル向上への支援対象世代

3 提示額

17,196,000円（3チーム分。消費税及び地方消費税込）

4 企画提案募集の概要

(1) 募集の名称

児童養護施設退所者等の就業支援事業委託

(2) 応募者

応募者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人で、職業安定法（昭和22年法律第16号）第30条第1項の規定に基づく有料職業紹介事業の認可を受けているもしくは事業開始までに認可を受ける予定の法人であることとする。

(2) 応募締め切り（予定）

応募届（様式1）を

令和2年2月3日（月曜日）午後3時までに

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階中央
東京都 福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課 児童施設担当
まで持参すること。

(3) 説明会日程及び会場（予定）

令和2年2月4日（火曜日） 時間・場所等詳細は別途通知する。

なお、説明会に出席しなかった場合、企画提案の審査会に参加することができないので、十分に注意すること。

(4) 提案方法

提案書類受付締切までに提案書類を提出した上で、審査会において、提案書類を基に提案を行うこと。

(5) 提出書類受付締切（予定）

提案書類の受付は令和2年2月14日（金曜日）午後5時までとする。所定の書類に資料等を添付の上、都へ持参または郵送すること（締切日必着）。

なお、辞退する場合は、辞退届（様式2）を令和2年2月14日（金曜日）午後5時までに都へ持参または郵送すること（締切日必着）。

(6) 審査会日程及び会場（予定）

日時：令和2年2月17日（月曜日）

会場：東京都庁内会議室 ※時間等詳細は別途通知する

提案条件：提案時間は1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とし、説明を行う者は1者あたり3人以内とする。

説明の際は、応募者名が分かるような表現はしないこと。

(7) 審査結果通知

審査後、応募者に対し、審査結果を速やかに通知する。

(8) 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、都との間で委託契約を締結する。

なお、採用された企画案について、都は選定された企画提案者と協議の上、その企画案の一部を修正できるものとする。

(10) 応募に係る経費の負担

応募にかかる経費は応募者の負担とする。また、選定されなかった応募案及び資料等は返却しない。

(11) 募集要領に関する質疑及び回答

募集要領に関する質疑は、令和2年2月4日（火曜日）から令和2年2月6日（木曜日）の午後5時までに電子メールにより受け付ける。送られた質問については、令和2年2月27日（金曜日）午後5時までに、応募した全社に対し、電子メールで回答する。

5 応募提案書類

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式3）
- イ 法人概要調書（様式4）
- ウ 事業実施の提案（様式5）
- エ 見積書（任意様式）
- オ 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- カ 事業実施スケジュール（任意様式）
- キ 法人概要
- ク 有料職業紹介事業許可証の写しまたは事業開始までに有料職業紹介事業の許可を受ける見込みであることが分かる書類

(2) 提出部数・方法

提出部数は10部とする。10部のうち、2部には法人名が記載されたものとし、残り8部は法人名を削除したものを提出すること。ただし、法人概要は2部提出すること。

6 審査方法

応募者から提案された中から、「児童養護施設退所者等の就業支援事業委託先選定委員会」（以下「委員会」という。）の審査により、最も優秀な提案をした者を委託業者として選定する。

応募提案書類内及び企画提案の際において、具体的な法人名またはそれを類推させる事項について言及した場合は失格とする。

なお、審査内容に関する質問については、一切答えないものとする。

7 審査のポイント

審査については、主に以下の観点から評価を行う。

(1) 共通事項

- ア 企画運営全体の特徴について
 - ・ 企画全体に一貫性があり、妥当な内容であるか
 - ・ 児童養護施設施策、社会的養護を理解し、現在の社会的養護を取り巻く現状と課題を踏まえた内容であるか
 - ・ 当事業の目的、趣旨を十分に理解しているか
- イ 法人について
 - ・ 児童養護施設を退所する児童等を対象とした支援の実績が十分か
 - ・ 関係機関、団体等と連携した支援の実績は十分か

- ・ 財務状況は良好か
- ・ その他特記事項があるか

ウ 事業実施体制について

- ・ 適正な実施体制や必要な人員が確保できるか
- ・ スケジュールに確実性があるか
- ・ 個人情報保護、人権・権利擁護、法令順守について十分な配慮を行っているか

(2) 事業実施内容について

- ・ 実施内容に明確性、意欲、熱意があるか
- ・ 実施内容が具体的で実現可能なものになっているか
- ・ 児童等が活用しやすいものであるか
- ・ 提案内容に独自性や斬新性があるか

8 注意事項

- (1) 企画案の作成にあたっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。
- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けた最大限の努力を講じること。また、詳細な事業内容及び実施方法については、正式な契約締結後、東京都との協議の上、決定するものとする。

10 応募提出・問い合わせ先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課

児童施設担当 川井、阿部

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 28階中央

電話 03-5320-4550 (直通) 都庁内線 32-658

ファクシミリ 03-5388-1406

メールアドレス Takeshi_Abe@member.metro.tokyo.jp